

令和5年11月21日

尾張旭市長 柴 田 浩 殿

尾張旭市損害賠償責任審査会

会長 若 杉 博 之

元会計課職員による公金詐取事件において職員が市に与えた損害
の認定について（報告）

令和5年1月に発覚した元会計課職員による公金詐取事件において、職員が市に与えた損害の認定について、尾張旭市損害賠償責任審査会要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 審査事項

令和5年1月に発覚した元会計課職員による公金詐取事件において、職員が市に与えた損害の認定について

2 審査会開催日時

- (1) 令和5年9月19日 午後3時5分から午後4時まで
- (2) 令和5年10月2日 午後4時6分から午後5時37分まで
- (3) 令和5年10月6日 午後2時59分から午後3時20分まで
- (4) 令和5年11月13日 午前10時58分から午前11時19分まで

3 決定事項

別添のとおり

担当 人事課人事研修係（山本、稲留）

内線 221

元会計課職員による公金詐取事件に係る賠償責任について

1 事件の概要

元会計課主査成田憲俊（以下「元職員」という。）は、令和2年5月から令和2年9月10日までの間、公金の振込データに自身の口座情報を追加し、また、令和2年9月17日から令和5年1月までの間、会計課に提出された支出命令書について、振込データに記録されている債権者の口座情報を自身の口座情報に書き換え、総額59,147,343円を会計管理者口座から余分に引き出し、自身の個人口座に不正送金し、尾張旭市に損害を与えた。

また、令和5年1月24日に会計課レジから現金91,000円を盗み、尾張旭市に損害を与えた。

元職員は、公電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐欺、窃盗の罪により、逮捕・起訴され、令和5年10月25日に懲役5年の実刑判決を受けた。

2 事件の経過

月日(令和5年)	経過
1月23日	元職員の公金詐取が発覚
2月 1日	元職員が公電磁的記録不正作出・同供用の疑いで逮捕（R5.1分）
2月16日	市長が告発状提出（R4.4～12分）
2月21日	元職員が電子計算機使用詐欺の疑いで再逮捕（R4.4～12分）
2月24日	元職員を懲戒免職処分
3月10日	市長が告発状提出（R2.5～R4.3分、R5.1分） 市長が被害届提出（会計課レジ窃盗分）
3月13日	元職員が公電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐欺の疑いで再逮捕（R3.4～R4.3分） 元職員が公電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐欺の罪（R4.4～12分）で起訴
3月31日	元職員が公電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐欺の罪（R3.4～R4.3、R5.1分）で起訴
4月20日	第1回公判（3月13日起訴分） 関係職員の懲戒処分（指導監督不適正として、上司2名に減給10分の1、3か月）
6月 1日	第2回公判（3月31日起訴分） 元職員が公電磁的記録不正作出・同供用、電子計算機使用詐欺の罪（R2.5～R3.3分）で起訴
6月15日	元職員が窃盗の罪で起訴
8月 2日	第3回公判（6月1日・15日起訴分）
9月27日	第4回公判
10月11日	第5回公判
10月25日	判決（懲役5年）

3 損害の額

市の損害額は、元職員が不正送金した金額及び当該損害額を弁済するまでの利息に相当する金額である。

不正送金した金額は、総額59,147,343円であり、そのうち逮捕前に返金された金額は1,628,861円である。(詳細は10(2)のとおり)

遅延損害金は、各不正送金日から各弁済日まで年3%の割合による。

なお、令和5年1月24日に会計課レジから現金91,000円を盗んだことについては、令和5年5月22日に、遅延損害金を含めた損害額全額が元職員の親族から納付されているため、本件の損害額には含めない。

4 事件の手口

(1) 不正送金

ア 令和2年5月から令和2年9月10日支払までの期間

元職員は、公金の振込データに、自身の口座情報を追加し不正に送金した。

また、財務会計システムの残高と整合を図るため、架空の支出命令書を作成した。

イ 令和2年9月17日支払以降の期間

元職員は、各課から提出された支出命令書の一部について、振込データに記録されている債権者の口座情報を自身の口座情報に書き換え、不正送金を行った後、次の支払日(不正送金の概ね10日後)に同一の支出命令書を再度使用して、正当な支払処理を行い債権者に支払った。

(2) 事実隠蔽

ア 令和2年5月から令和4年8月までの期間

歳計外現金の残高を減少させた資料を作成し、不正送金で減少した会計管理者口座との整合を図ることにより、不正送金の事実を隠蔽した。

イ 令和4年9月以降の期間

不正送金分を一般会計の支出額及び支出済額に加算した資料を作成し、不正送金で減少した会計管理者口座との整合を図ることにより、不正送金の事実を隠蔽した。また、この処理の発覚を免れるため、例月出納検査資料の数値を改ざんした。

5 令和2年9月の不正送金の発覚

令和2年9月11日に、現金出納簿と会計管理者口座の残高が一致しない事例が発生した。

(1) 令和2年9月11日に、9月10日分の現金出納簿と会計管理者口座の残高を確認した際、25万円の差が生じていることを会計課長補佐が発見し、その原因が元職員の口座への振込であることが判明した。

(2) 会計課長補佐は、当日休みであった支払担当である元職員に確認したところ、「親の介護保険住宅改修費支給の支払書類に不備があり、担当部署へ書類を返却したが財務

会計システムのデータの差し替えを忘れて支払われた」との説明を受けた。

(3) 会計課長補佐は、元職員に確認した内容を会計管理者へ伝えた。

(4) 会計管理者は、元職員から聴き取りを実施し、口頭注意を行い25万円を返金させた。

会計管理者は、元職員からの聴き取り以外には当該会計書類の確認や関係部署への調査は実施しておらず、元職員の事務処理誤りとして、会計管理者限りで対応し、庁内でこの事案を共有しなかった。

また、その後において、再発防止等の具体的な対応策は取っていなかった。

6 職員の賠償責任

職員の賠償責任については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2の2第1項前段において、「会計管理者若しくは会計管理者の事務を補助する職員、資金前渡を受けた職員、占有動産を保管している職員又は物品を使用している職員が故意又は重大な過失（現金については、故意又は過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。」と規定されているが、判例において「現金の亡失とは、有体物としての現金を亡失した場合をいう」（大阪地判平成25年8月29日）ことから、本案件については当てはまらない。

また、同項後段では、「次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものが故意又は重大な過失により法令の規定に違反して当該行為をしたこと又は怠つたことにより普通地方公共団体に損害を与えたときも、同様とする。」とあり、第1号・支出負担行為、第2号・法第232条の4第1項の命令（支出命令）又は同条第2項の確認（支出負担行為の確認）、第3号・支出又は支払、4号・法第234条の2第1項の監督又は検査（契約の履行を確認するための監査又は検査）が規定されている。

本案件については、元職員が、公金が自らの口座に振り込まれるよう、振込データを不正に改ざんし、詐取していることから、同項後段に規定する職員が、故意又は重大な過失により法令の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたこと又は怠つたことにより市に損害を与えていた場合には、当該規定により損害を賠償しなければならない。

7 元職員の賠償責任

元職員は、令和2年5月から令和5年1月までの間、公金の不正な振込データを作成し、総額59,147,343円を会計管理者口座から余分に引き出し、元職員の個人口座に送金した。

元職員は、法第243条の2の2第1項後段に規定する「次に掲げる行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの」に当たらないことから、同条の規定は適用されない。

このため、民法に基づく賠償請求を行う。

8 会計事務職員の賠償責任

(1) 会計事務職員

元職員が行った不正な支出に関する会計事務職員（支出負担行為の確認及び支出の権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したものをいう。）は、次のとおり。

年度	支出負担行為の確認 支出 〔会計管理者〕	左記の権限に属する事務を直接補助する職員で市の規則で指定したもの〔課長補佐又は係長以上の職にある者〕
令和2年度	会計管理者兼会計課長 [REDACTED] (退職)	会計課長補佐兼会計係長 [REDACTED]
令和3年度	会計管理者兼会計課長 [REDACTED] (退職)	会計課長補佐兼会計係長 [REDACTED]
令和4年度	会計管理者兼会計課長 [REDACTED]	会計課長補佐兼会計係長 [REDACTED]

(2) 要件等

ア 故意又は重大な過失

公判では、元職員が公金を詐取したと認定しており、また、元職員、各会計事務職員からの聴き取りから、各会計事務職員の故意は認められない。

重大な過失については、判例において「通常人に要求される程度の相当の注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然とこれを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態」（最判昭和32年7月9日）と解している。

イ 法令の規定に違反して予算執行行為等をなし、又は怠ったこと。

「法令」とは、法律、政令、省令等だけでなく、地方公共団体の条例、規則等を含む。「怠ったこと」とは、職務懈怠を指すが、職務懈怠か否かは個々具体的に法令の規定と職務執行行為とを比較して決する。

法第232条の4第2項において、会計管理者は支出命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令または予算に違反していないことを確認したうえでなければ、支出をすることができないこととなっている。

本件については、正当な支払いを装って会計管理者口座から元職員の口座に公金が無正に送金されていることから、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していることは明らかであり、本来支出することができないものであった。

ウ 法令の規定に違反して予算執行行為等をしたこと又は怠ったことと損害の発生に因果関係が存すること。

(3) 責任の検討

ア 不正送金及び事実隠蔽における責任

各会計事務職員は、定められた手順に沿って日々業務を遂行していたところ、元職員は、詐取が発覚しないよう考えた方法により不正送金を行うとともに、事実の隠蔽を随時行っていたことから、通常業務の中で不正を発見することは困難であった。また、令和2年9月10日の事件発覚後はさらにその方法を変更するなど、発見は困難であったことから、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態にあったとはいえず、各会計事務職員に当該事由における重大な過失があったとは認められない。

イ 令和2年9月の不正送金の発覚における責任

(ア) 重大な過失

a 〇〇〇会計管理者

令和2年9月の不正送金発覚時、〇〇〇会計管理者は、元職員から聴き取りを実施し、自分の口座に振り込んだことを異常な行動であり、自分の親の分だけ先に支払うという行為は倫理的にあり得ないと思ったにも関わらず、他への影響・損失もなく、月例出納検査においても数値が一致するという状況や元職員の将来を考え、自分の責任の中で報告はしないと判断をし、口頭注意を行い25万円を返金させたのみであった。

異常な行動と認識したならば、会計事務をつかさどる〇〇〇会計管理者は、当該支出負担行為の確認や担当部署への調査を行い、その結果を関係部署へ報告すべきであった。また、〇〇〇会計管理者は、より元職員の行動を監視、監督する立場にあったが、発覚後も係長以下が出納検査や日次処理等の通常業務の中で確認するのみであり、具体的な対応策は取っていなかった。

これらは、はなはだしく注意義務を欠いた行為であり、わずかな注意さえすれば元職員のその後の犯行結果を予測し、これを未然に防止するための措置を講ずることができるにも関わらず、これを怠った状態であり、〇〇〇会計管理者には重大な過失があったと認められる。

b 〇〇〇会計課長補佐

当該不正送金については、現金出納簿と会計管理者口座の残高が一致しないことを〇〇〇会計課長補佐が発見し、不一致の原因となった元職員からの聴き取り結果等を〇〇〇会計管理者へ報告している。その後の対応等については〇〇〇会計管理者に権限が存することであるため、〇〇〇会計課長補佐に重大な過失があったとは認められない。

c 〇〇〇会計管理者

令和4年4月の異動に伴い、前任の〇〇〇会計管理者から後任の〇〇〇会計管理者へ業務引継ぎがされた際、本件については、詳細な事実の引継ぎがされず、対応済みと説明されていたことから、後任の〇〇〇会計管理者に重大な過失があったとは認められない。

(イ) 法令の規定に違反して予算執行行為等をなし、又は怠ったこと。

元職員の個人口座への不正送金については、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していることは明らかであり、本来支出することができないものであった。

令和2年9月に不正送金が発覚した際には、当該送金が法令又は予算に違反した支出であったことが、元職員からの聴き取り等により明らかになったにも関わらず、■■■■会計管理者は、その詳細な事実の確認を怠った。

(ウ) 法令の規定に違反して予算執行行為等をなし、又は怠ったことと損害との因果関係

■■■■会計管理者が不正送金発覚後、原因究明及び再発防止策を徹底し、関係部署及び副市長への報告を当然の業務として行っていれば、元職員が会計課で同じ業務での就業を続けることはおよそ考えられなかった。

なお、不正送金は、「尾張旭市職員の懲戒処分等の指針」において、横領、窃取又は詐取に該当し、懲戒処分の標準例では免職処分となっている。

このため、少なくとも令和2年9月10日以降に尾張旭市に発生した損害と■■■■
■■■■会計管理者の法令の規定に違反して支出し、その確認を怠ったこととの間には因果関係があると認められる。

(エ) 結論

以上のことから、■■■■会計管理者は、賠償の対象となる行為によって市に損害を与えたと認められる。

9 賠償の対象となる行為によって市に損害を与えたと認められる者

■■■■■■■■■■
昭和59年4月 1日 尾張旭市役所入庁

平成30年4月 1日 会計管理者兼会計課長（令和4年3月31日まで）

令和 4年3月31日 定年退職

10 関連事項

(1) 損害額の弁済

ア 弁済状況

令和5年5月22日に、第三者弁済により100万円が納付されている。

イ 弁済の見込み

令和5年9月7日付け令和5年（フ）第1604号にて、名古屋地方裁判所民事第2部により、破産手続き開始の決定がされており、即時弁済の見込みはない。

一方、元職員から提出された誓約書に、①刑務所在中所の作業報奨金の全部又は一部を損害賠償に充てること、②社会復帰後に毎月の給与の手取り額の少なくとも4分の1を毎月の損害賠償金として準備することを約束すること、③損害賠償に滞りがある場合は親族に金銭的援助を求める記載がある。

また、現時点で、第三者弁済の見込みはない。

(2) 元職員による不正送金額等

(単位：円)

年月日	不正送金額	返金額
R2. 5. 20	330, 000	△330, 000
R2. 6. 5	300, 000	
R2. 6. 10	600, 000	
R2. 6. 19	450, 000	
R2. 6. 30	240, 000	
R2. 7. 10	210, 000	
R2. 7. 20	200, 000	
R2. 7. 30	400, 000	
R2. 8. 7	150, 000	
R2. 8. 20	440, 000	
R2. 8. 28	240, 000	
R2. 9. 10	250, 000	△250, 000
R2. 9. 18	493, 900	
R2. 9. 30	363, 000	
R2. 10. 9	484, 000	
R2. 10. 20	484, 000	
R2. 10. 30	400, 000	
R2. 11. 10	414, 000	
R2. 11. 20	889, 191	
R2. 11. 30	440, 000	
R2. 12. 10	449, 220	
R2. 12. 18	434, 500	
R2. 12. 25	429, 000	
R3. 1. 8	450, 340	
R3. 1. 20	792, 022	
R3. 1. 29	484, 000	
R3. 2. 10	415, 800	
R3. 2. 19	783, 585	
R3. 2. 26	775, 632	
R3. 3. 10	814, 000	
R3. 3. 19	924, 715	
R3. 4. 9	980, 760	
R3. 5. 10	275, 000	
R3. 6. 30	766, 073	
R3. 7. 20	1, 408, 000	
R3. 8. 10	737, 000	
R3. 8. 20	816, 750	
R3. 8. 30	822, 800	

R3. 9. 17	640, 200	
R3. 9. 30	719, 400	
R3. 10. 8	812, 680	
R3. 10. 20	907, 500	
R3. 10. 29	306, 900	
R3. 11. 10	754, 600	
R3. 11. 19	619, 110	
R3. 11. 30	827, 552	
R3. 12. 10	740, 520	
R3. 12. 27	792, 000	
R4. 1. 20	850, 498	
R4. 2. 10	755, 700	
R4. 2. 18	1, 168, 750	
R4. 2. 28	1, 323, 476	
R4. 3. 10	1, 251, 168	
R4. 3. 18	2, 491, 116	
R4. 3. 30	1, 804, 000	
R4. 4. 20	983, 400	
R4. 4. 28	787, 600	
R4. 5. 20	1, 089, 622	
R4. 5. 30	790, 995	
R4. 6. 10	560, 500	
R4. 6. 20	887, 150	
R4. 6. 30	688, 600	
R4. 7. 8	413, 600	
R4. 7. 20	889, 295	
R4. 7. 29	440, 000	
R4. 8. 10	950, 664	
R4. 8. 19	875, 404	
R4. 8. 30	462, 000	
R4. 9. 9	814, 000	
R4. 9. 20	1, 176, 838	
R4. 10. 7	1, 346, 985	
R4. 10. 20	1, 471, 195	
R4. 11. 10	1, 224, 619	
R4. 11. 18	1, 023, 440	
R4. 11. 30	869, 000	
R4. 12. 9	973, 500	
R4. 12. 20	1, 271, 160	
R4. 12. 27	1, 006, 457	
R5. 1. 10	1, 048, 861	△1, 048, 861
計	59, 147, 343	△1, 628, 861